

トルコのEU加盟と分断キプロス問題

八谷, まち子
九州大学大学院法学研究院

<https://doi.org/10.15017/3876>

出版情報 : 法政研究. 70 (4), pp.157-172, 2004-03-01. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :

トルコのEU加盟と分断キプロス問題

八 谷 まち子

問題の所在

一、分断キプロス

二、対立の歴史

(一) 一九六三―六四年危機

(二) 一九七四年危機

三、EUのキプロス政策とキプロスのEU加盟

四、トルコのEU加盟とキプロス問題

追 記

問題の所在

トルコにとって、EU加盟は、トルコ共和国建国の理念である「世俗的文明国家」の到達点を意味するといっても過言ではない。トルコは、一九八七年にEUへの加盟申請を行なっているが、一九九九年一月のヘルシンキ欧州理事会で加盟候補国と位置付けられ、その後、二〇〇二年一月のコペンハーゲン欧州理事会で、EU加盟へ向けた交渉開始を二〇〇四年一月の時点で判断する、という声明を取り付けるに至った。

EUがトルコとの加盟交渉を開始する条件は、トルコが、EU加盟のための指針である「コペンハーゲン・クライテリア」⁽¹⁾を満たしていることである。トルコは、その基準達成へ向けて、二〇〇一年の憲法改正を手始めに、翌年七月以来、瞠目に値するような国内政治の改革に取り組んできた。そうしたなかで、分断キプロスの問題が、トルコのEU加盟に影を落としている。

二〇〇四年五月にEU加盟が決定しているキプロスについては、その現状を加盟の条件としては問わないとされてきた。キプロス共和国は、一九七四年のトルコ軍侵攻による北部の「占領」以来、ギリシア系の南部とトルコ系の北部に分断された状態が今日まで続いている。こうした状況のもとでのキプロスのEUへの加盟は、当面はギリシア系キプロスのみとなるはずである。北キプロス代表は加盟交渉への列席を拒否しており、その結果、キプロス島の約三分の一はEU加盟から取り残されることになる。EUの認知のないままデ・ファクトに継続している国土の分断状況下でのキプロスのEU加盟は、加盟を待たされ続けるトルコにとって、これまで以上に微妙で困難な問題となってきた。

EUの拡大担当委員であるフェアホイゲン (Verheugen) 等によるEU側の発言は、「キプロス問題の解決へ向けてのトルコの重要な役割」⁽²⁾を繰り返し強調しており、分断状況の解決を促すことはトルコ側の責任であるとする見解を示している。また、加盟候補国である三カ国 (ブルガリア、ルーマニア、トルコ) についての加盟へ向けた方針を明らか

にする『戦略報告書 二〇〇三年版』において、「キプロス問題の解決策の欠如は、トルコのEU加盟にとって、深刻な障害となるであろう」(Commission 2003(b): 16)と記されており、当該問題の進展如何によっては、トルコのEU加盟は遠のくという可能性さえ示唆されている。

本稿では、キプロスの現状をトルコおよびEU加盟との関連において整理をするとともに、キプロスが独立国家となった一九六〇年以降のトルコとキプロスの関係を概観することで、今日の分断状態へ至った経緯の理解の一助を資したい。そして、これらの作業によって、トルコのEU加盟に関する多くの争点(八谷、二〇〇三)のなかでも、とりわけ複雑な要因がからみあっているキプロス問題が有する意義について考察を試みる。

一、分断キプロス

キプロス共和国は、総面積約九二〇〇km²のキプロス島全体を領土として、イギリスの統治下から一九六〇年に独立を果たした。しかしながら、当初からトルコ系住民とギリシア系住民の間には不信感が根強く、一九七四年に、ギリシアへの併合(エノシス *enosis*)を主張していた集団が、ギリシア軍の支援を受けてクーデターを起こしたことをきっかけに、トルコ軍がトルコ系住民の保護を目的に侵攻し、北部を占領した。以来、キプロス全島の面積の約三七%にあたる北部(トルコ系)と、南部(ギリシア系)とに分断された状態が続いている。さらには、北部は、一九八三年一月一日に、「北キプロストルコ共和国(TRNC)」として一方的に独立を宣言した。現在までこれを国家として承認しているのはトルコ一国のみである。

こうした分断状況の固定化は、南北の経済発展に大きな格差をもたらす結果となっている。ギリシア系キプロスの一人当たりのGDPは、EUの次期加盟一〇カ国のなかで最大であるが、トルコ系キプロスは観光以外にはさしたる産業

を持たず、一九八三年以来の経済制裁で北キプロスへの直行便はトルコ経由のみとなり、観光客の大半はトルコ人という状況にある。北キプロスは、トルコの全面的な保護のもとでの存続を余儀なくされ、拡大EU圏では最も貧しい地域となっている。

分断は政治、経済、社会のあらゆる側面を規定しており、たとえば、キプロス共和国の人口を確定することは容易ではない。EUによるキプロス共和国の総人口は、約七六万人であり、そのうちの北キプロスの人口は九万人弱とされているが、これはギリシア系キプロス政府による数値である。この人口統計には、黒海地域およびアナトリア地域からの一九七四年以降の入植者は含まれていないし、トルコからの入植者を両親に持つ子供は、キプロス生まれであっても、やはり人口統計には含まれていない。一方、北キプロスの人口統計は同地域の総人口を約二〇万人としているが、ここでは、北部の住民であればトルコ国籍のトルコ人もトルコ系キプロス人も「北キプロストルコ共和国」の住民として数えられており、その中には、駐留中のトルコ兵士約三万人も含まれていると考えられる。これらの諸要件を考慮に入れて、なおかつ、一切の統計上の範疇を考慮の外において単純に住民の数を基準にすれば、ギリシア系住民は約六五万人であり、それは総人口のおよそ四分の三にあたり、ほぼ全員が島の南部に居住している。そのうえで、キプロスの総人口のおよそ四分の一が、北キプロスの住民であると言えるようである (Brewin 2000: 176)。

二、対立の歴史

キプロスは、一九六〇年四月に発布された憲法に基づいて、同年八月一九日に独立を宣言して共和国となった。この独立は、その前年のチューリッヒとロンドンの二つの協定が準備した合意事項にのっとって、行政と立法におけるトルコ系とギリシア系のバランスを規定していたことに加えて、憲法の基本原則を保証する「保証条約 (Treaty of Guar-

antees)」が、イギリス、トルコ、ギリシアおよびキプロスの四カ国によって署名されている (Dodd, 1998: 21; Hale, 2000: 132)。即ち、イギリス、トルコ、ギリシアはキプロスの独立の保証国となったのである。⁽⁴⁾

しかしながら、憲法が規定した基本原則は、ひとつの国ではなく、二つの社会の共存の原則であったと言える。その要点だけを拾ってみれば、以下のようなものである。

・立法権は国民選出の議会が有するが、その議会は、ギリシア系とトルコ系とのそれぞれの地域が選出した議員から構成され、その比率は七：三である。

・公務員の比率も同様とする。

・ギリシア系の大統領とトルコ系の副大統領をおき、共同決定が規定された場合以外は、それぞれが拒否権を有する。

・決議は、両地域選出議員それぞれが単純過半数を満たすことを要件とする。

・五主要都市にギリシア系とトルコ系の区域をおく。(Dodd, 1998: 21)

この内容は、五大都市だけをとっても、ギリシア系が一六万人、トルコ系がおよそ四万二千人とされた当時の人口比(四：一)からみれば、明らかにトルコ系に有利なものとなっている。こうした結果になったのは、NATO内におけるトルコとギリシアの力関係の反映であったとされる。これは当然、ギリシア系の住民には受容しがたく、この憲法は外部からの押し付けであるとの不満が根強く、このことが、常にエノシスへと向かう原因でもあった (Drevet 2000: 111-5)。

こうして発足したキプロス共和国政府は、常に対立の緊張のもとにあつたが、なかでも、一九六三―六四年と一九七四年の二つの危機は、キプロスを分断国家とするのに決定的であつた。

(一) 一九六三—六四年危機

一九六三年一月に、キプロス大統領のマカリオス (Makarios) はイギリスの好意的反応に意を強くして、一三条の憲法修正条項を提案した。だが、その案は保証国のひとつであるトルコとトルコ系キプロス議員によって、当然のごとく拒否されたものの、マカリオス自身も一步も譲らず、緊迫した空気は、同年一二月に武力衝突となった。この衝突は、死者一三四名という多大な犠牲を生んだが、その大半 (一〇八名) はトルコ系であった (Drevet 2000: 135)。

トルコ系への迫害はおさまらず、一九六四年六月の時点で、トルコの大統領イノニユ (İnönü) は、トルコ軍の派遣を真剣に考慮していたとされる (Hale 2000: 149)。しかし、当時のアメリカ合衆国大統領ジョンソン (L. Johnson) が、「外交史上かつてない居丈高な文書」(Kuniholm 1996: 55) をイノニユへ送り、トルコによる軍事侵攻を牽制したこともあり、この事件に関してはトルコ軍の派遣は行なわれなかった。この出来事に先立つ同年三月に、国連の平和維持軍の派遣が決議されており、キプロス島には現在も、秩序の維持と人道支援の役割なども担っている国連軍 (UN Truce Monitoring Force) が展開している。

(二) 一九七四年危機

トルコおよびトルコ系キプロスにとっての最大の懸念は、トルコ系住民の「主権」の保障であり、「少数民族」の地位に置かれることは絶対に回避されるべきことであった。この観点からしても、ギリシアとの併合を目指すエノシスへの警戒は強かった。したがって、一九七四年七月一五日に、ギリシア軍の支援を受けたキプロスのナシヨナリストグループの EOKA がクーデターを起こし、既にエノシスへの関心を失っていたマカリオス大統領を追放したことは、ト

ルコにとってはエノシスが現実となりつつあると受け止められ、最大の危機と認識されたであろう。

当時のトルコ首相エジェヴィット (Ecevit) は、一九六〇年の保証条約第四条に基づいて、キプロス共和国の独立と領土の現状を維持する目的での武力介入を決めた。トルコは、保証国であるイギリスの参加を求めたが、イギリスはこれを拒否^⑤、同様にアメリカにも事態への強い危機感は見られず、ギリシア軍に対する説得は試みたものの何ら解決の糸口は引き出せなかった。こうして、トルコは単独で七月二〇日に軍を侵攻させ、次いで八月一四日に第二次侵攻を決行し、島全体の三七%にあたる北部を占領した。この間に、イギリスの呼びかけで、ジュネーヴにおいて、イギリス、ギリシア、トルコおよび両キプロス住民の代表が一同に会した話し合いが持たれたが、二つの国家による連合を主張するトルコ側と、国家体制に関する議論の出発点を一九六〇年保証条約に求めてトルコ案を拒否するギリシア側との溝は、埋まるどころか決定的になってしまったのである。

八月一四日の第二次侵攻の結果、北に在住していたギリシア系の約一五万人が、国内難民として南へ逃れ、島全体に少人数の集団として散在していたトルコ系約一二万人が北へ集められて、キプロス島はトルコ系とギリシア系に完全に分断された状況が出来上がった (Hale 2000: 158)。

住民を隔離することと軍事的優位を確立したことで、トルコ系キプロス人の安全が確保された状況となり、トルコ系が主張している「平等な条件による連合国家」は現実性を高めたように見えたであろう。北キプロスは一九七五年二月に、トルコキプロス連邦国家 (Turkish Federal State of Cyprus) という呼称を宣言したが、トルコを除いて、国際社会の認知は得られなかった。

その一方で、キプロス問題の平和的解決を探る試みは続けられた。まず一九七五年四月に、国連によってキプロスの二つの地域代表による交渉の場が設定され、七七年には、交渉継続のための四原則が、両地域の代表によって合意され

説 論
た。しかしながら、実際の交渉を開始する以前の段階で、現状の認識についてのそれぞれの理解に双方が固執する態度は変わらず、度重なる国連の仲介作業も全く成果を生みだせなかった。

そして、一九八三年一月一五日に、トルコ系キプロスは、北キプロストルコ共和国 (Turkish Republic of Northern Cyprus, TRNC) として独立宣言を行なった。この宣言の時期は、トルコが一九八〇年の軍事クーデターに続く三年間の軍政を終えて、文民内閣を樹立する総選挙を終えた直後のことであった。この時のトルコの総選挙で勝利したのは、オザル (T. Özal) が率いる母国党であり、オザル自身はキプロスの問題にはさしたる熱意は持っていなかったとされるが (Brewin 2000: 179)、トルコ人同胞の苦境を見過ごすべきではないという軍の強い意思を受けて、トルコ政府は、TRNCを国家承認したのであった (Pope 1997: 123)。しかしながら、今回もTRNCは国際社会の承認は得られず、現在までトルコ以外にTRNCを国家として承認している国はない。

三、EUのキプロス政策とキプロスのEU加盟

EUのキプロスに対する認知は、一九八三年の国連安保理決議 (UNSC 541/83) に沿っている。すなわち、北キプロスの独立宣言は、キプロス共和国からの分離を意図するものであって法的に無効であるから、国連加盟国はこれを承認しないことを要求する、というものである。したがって、EU加盟交渉においてキプロスを代表するのは、ギリシア系政府であった。もともと、北キプロス代表もキプロスに存在する二つの区域の片方の代表として交渉参加の招請を受けたが、キプロスのEU加盟申請そのものが一九六〇年保証条約に違反しているとして、北キプロスは列席を拒否してきた。

キプロス共和国は、一九九〇年に加盟申請を提出して、申請に対する委員会意見が一九九三年に公表され、一九九八

年に加盟へ向けた交渉が開始された。

しかしながら、キプロスの加盟に対しては、EUは当初から肯定的、積極的であったわけではない。キプロスとEC(当時)の間には、一九七二年に、将来の関税同盟を目指した連合協定が締結されていたが、一九七四年危機に際しては、ECはいかなるアクションを取る能力も意思も持たなかったし、実際に、何らの外交的手段も行使しなかった。キプロスの問題は、旧宗主国としてのイギリスと国連に任せられていた。

この状況は、一九八一年にギリシアが加盟国となって変わっていく。

ギリシアは、トルコに関するEC/EUのあらゆる決定をキプロス問題とからめていった。一九八八年に提出されたEUからトルコへの財政援助案は、三億七五〇〇万Ecuという少額にもかかわらず、キプロス問題を楯にしたギリシアの拒否権行使(Brewin 2000: 53)によって成立しない状況が続き、二国間の関係改善が顕著になった一九九九年になってようやく成立した。

分断状況下でのキプロスの加盟申請に対しては、国内問題がEU全体の問題と化す事を憂慮した意見が確かに存在した(Brewin 2000: 206)。この点に関しては、加盟申請への意見書のなかで、EUは《デ・ファクト》の状況を認めるものの、国連決議が示している通りに、(ギリシア系)キプロス政府を唯一の正統な政府とみなしており、これと交渉を行なうことは正当であり、また、トルコ系キプロス社会にとっても欧州共同体の一部をなすことは利益になるであろう(Commission 1993: 4)と記している。

分断状況にあったキプロスの加盟申請が受理された背景として、いくつかの点が指摘できる。

まず、当該意見書が準備された時期は、冷戦体制が崩壊して、旧東欧諸国の将来的なEU加盟を視野にいれながら、これらの国の民主化が急務となっていた。そのような情勢のもとで、拒否権が行使される状況は極力回避して、旧東欧諸国への支援に関する政策をスムーズに決定、実施することが最優先課題であったはずである。旧東欧諸国の民主化支

援が、キプロス支持をめぐって停滞することは許されない状況であった。また、意見書の直前に、加盟のための基準であるコペンハーゲン・クライテリアが明らかにされていたが、キプロスはそれらの基準に照らして問題がなかったのみならず、経済通貨同盟の基準までも明確にクリアしており、このような国からの申請を拒否することは実際に困難であったと言える。さらに言えば、もし、キプロスの分断状況を理由に拒否するとなれば、分断の責任をトルコ軍の侵攻ととらえる見解にたっている以上は、EUの非加盟国（トルコ）によってEU加盟の問題が支配される状況を作り出すとも考えられたであろう（Nugent 2000: 134）。

意見書はその結論部分において、《キプロスの地理は同国を二〇〇〇年に渡ってヨーロッパの文化と文明の源泉となし、市民に共有されている価値と、文化的、政治的、経済的および社会的生活の営みにおいて、欧州共同体との接触の豊かさにおいて、キプロスはヨーロッパのアイデンティティと特質を疑いなく有しており、共同体に属するものである》と記して（Commission 1993: 22）、ヨーロッパの国であるキプロスからの加盟申請の受理を正当付けた。

次なる過程は、加盟実現までの日程である。キプロスの申請受理から二年後の一九九五年は、トルコとEUとの関税同盟締結のための準備段階が期限を迎え、いよいよ関税同盟の締結が予見されていた。それに対して、ギリシアは拒否権を行使することを示唆したのであった（Dodd 1998: 64, Hale 2000: 235）。結局、EUとトルコの関税同盟は一九九五年に署名され⁷、キプロスのEU加盟交渉の開始時期も決定された。

継続するキプロスの分断状況に対して、EUは、北キプロスは総体的に小規模であるためキプロスがEU構成国となっても経済的には障害とはならない、という見解を示している（Commission 1998: 40）。さらに重要なことに、一九九九年一二月のヘルシンキ欧州理事会の結論において、《政治的解決がキプロス加盟を容易にするものの、問題の解決をキプロス加盟の前提条件とはしない》ことを明らかにした（European Council 1999: 9(b)）。

同じくヘルシンキ欧州理事会において加盟候補国とされたトルコに対しては、キプロスの加盟までに問題解決がなさ

れるように、トルコが北キプロスに対して働きかけてくれることを求めると、二〇〇〇年以降の候補国別の年報に記している。ここで確認しておくべきは、EUは、キプロス問題の解決へ向けてトルコの協力を求めているが、問題の解決がトルコの加盟の条件であるとはしてこなかったことである。

四、トルコのEU加盟とキプロス問題

キプロス問題の解決とは、二〇〇二年に国連事務総長のアナンが提案した連邦制の構想である、いわゆる「アナンプラン」を交渉のたたき台として、話し合いによる解決を実現することである。

しかしながら、トルコ系北キプロスの主張は、あくまでも二つの平等な政府による連合国家の樹立であり、それは、一九六四年の軍事衝突以降にトルコ系住民に対してなされた迫害の記憶によって、いっそう堅固なものとなっていった。北キプロスの存続は、安全保障のみならず、一九八三年以来課せられた経済制裁によって、あらゆる生活インフラの整備から大学教育まで、トルコの支援無くしては全く不可能な状態にあると言っても過言ではない (Drevet 2000: 235)。すなわち、北キプロスに対する最大の影響力を發揮できるのはトルコなのである。

トルコにとってのキプロスはオスマン帝国の一部としての歴史的連帯を有する地帯であって、ギリシアの影響下に置かれることは受容しがたいことなのである (Suvarierol 2003: 56)。トルコの北キプロスへの全面的支援は、アタチュルクが主張した「トルコ共和国の外のことには関与しない」とする原則に反する性格をもつものの、国民的プライドの問題として、軍を中心に推し進められてきた。一九六〇年のキプロス共和国独立時に副大統領となり、以来トルコ系住民の代表としての地位を維持しているデンクタッシュ (Denktas) は、一連の交渉において頑強な態度を崩していないが、それはトルコの支持を後盾としていることで可能であったと言える。

ところが、二〇〇二年一月の総選挙で、公正発展党（AKP）が単独政権を樹立し、トルコのEU加盟を現実的目標として射程において、EUの要求する加盟基準を達成すべく国内改革に取り組み出したことで、硬直状態にあったキプロス問題にも解決の兆しが出始めている。まず、トルコ国内の政治に強い影響力を持っている軍の役割を低減させる機構改革が実施された。⁸⁾この改革が効を奏すれば、トルコの北キプロスへの政策はより柔軟なものへと変容することも可能であろう。実際、二〇〇三年四月から五月にかけて、トルコ系居住区とギリシア系居住区の境界にある検問所、いわゆるグリーンラインが開放されて、ギリシア系の住民が北キプロスへ自由に往来できる機会が与えられた。AKPが政権について以来の、こうした政策の柔軟化と確実になったキプロスのEU加盟を目前にして、高齢になり健康状態に不安を抱えるデンクタツシュの指導力の低下が明らかになってきつつある。トルコ系キプロスの野党は、EU加盟への支持を明確に打ち出し、デンクタツシュがキプロス問題の解決の障害になっていると欧州議会（EP）に訴えることさえ行なっている。⁹⁾

二〇〇三年一月一四日に行なわれた北キプロス議会の選挙結果は、注目に値するものであった。五〇議席を有する一院制の議会は、EU加盟をめぐる国民投票の様相を示したが、結果は、現与党が二五議席、分断の解消とEU加盟賛成を表明している野党連合が同じく二五議席という結果となった。野党連合の躍進は、キプロスのEU加盟を支持する民意の表明と理解されており、分断キプロスの解消をEU加盟の重大な条件とされてしまったトルコ政府は、選挙の結果を朗報として、問題解決の進展を図るべく、北キプロス政府は大連合を組むべきとの希望を述べている。¹⁰⁾

分断キプロスによって発生していた問題のあらたな進展のひとつに、賠償金問題がある。これは、ティティナ・ロイジドゥ（Tina Loizidou）とギリシア系キプロス人の女性が、一九七四年のトルコ軍の侵攻によって、北キプロスにあったそれまでの居住地からの退去をやむなくされ、以後自宅へ戻ることが叶わないのは、トルコ政府による人権侵害にあたるとして、一九九六年に欧州人権裁判所へ提訴した事件である。一九九九年に出された判決は、人権裁判所

は原告の言い分を認めて、トルコ政府に対し賠償金の支払いを命じていた。その支払期限の二〇〇三年一月一日五日を目前にして最後通牒を受け取ったトルコ政府は、それまでの支払い拒否の態度を変えて、双方の合意が成立すれば一〇万ユーロの賠償金を支払うとしたのである。これは、ことが人権問題として扱われているだけに、トルコにとっては重大な意味を持つ問題である。EU加盟におけるトルコの最大の課題と指摘されているのは人権問題の改善であり、この事件に対するトルコ政府の軟化は、EU加盟という目標のための譲歩であったことは明らかであろう。

こうしたトルコの積極的な取り組みに対して、EUは賞賛の意を表してはいるが、その一方で、これまでは加盟の条件とはしていなかったキプロス問題を、トルコ加盟にとって「深刻な障害になるであろう」と述べている。加盟実現のための基準を満たす意思と政策を打ち出しているトルコに、これまでは要求されていなかった新たな基準を課しているとの印象を否定できない。

こうしたEUの対応は、二重基準との批判を呼び、トルコに対するネガティブ・メッセージとなって、EU・トルコ関係の後退にとどまらず、トルコ国内に反動的な動きをもたらす危険性も否定できない¹¹。キプロス問題の解決をトルコのEU加盟と連結させることで、トルコの責任を一方的に問うことがもたらす結果については、慎重に考慮されるべきであろう。ギリシアとトルコは、トルコ共和国の建国以来、直接戦火を交えたことはない代わりに、キプロス島という狭い領域において、キプロス人を犠牲にした対立を続けている。

キプロス問題の根本的な解決には、やはり、キプロスと共にトルコのEU加盟を実現することが何より肝要であると思われる。分断されたキプロスのそれぞれの社会を、再び外部の力で新たな形態を作り出すのではなく、共通の枠内で、共通の規則のもとに歴史的な対立の超克をはかることが、何より確実な解決をもたらすのではないだろうか。

〔注〕

- (1) 一九九三年六月のコペンハーゲン欧州理事会で、EU加盟のために達成されているべき条件として明示された、民主制の確立、法治、人権の尊重と少数集団の保護、および市場経済が機能していることを指す。
- (2) EUROPA-Enlargement: Weekly Newsletter: 11 November 2003. http://europa.eu.int/comm/enlargement/docs/newsletter/latest_weekly.htm
- (3) ギリシア系キプロスの一人あたりのGDPは二〇〇二年の統計で、一七、四〇〇ユーロである。ちなみに、同年のEU一五カ国平均は二四、〇一〇ユーロ、新規加盟一〇ヶ国平均は、およそ一一、一五〇ユーロとなっている。Commission (2003 (b)).
- (4) キプロスの独立に先立つ歴史は豊かであり複雑である。キプロス島は、その地理によってビザンチンとオスマンの両帝国の遺産を受け継いでいる。一九世紀に新たに登場するイギリスは、一八七八年に、当時はオスマン帝国の領土であったキプロスを、帝国をロシアから防衛するための基地を設置するという名目で借り受けた。一九一五年一〇月に、第一次世界大戦の開戦をうけて、ギリシアの味方側への参戦と引き換えにキプロスをギリシアへ差し出した。その後、セーヴル条約とローザンヌ条約の交渉過程においても同様に、他の地域との交換を条件にキプロスをギリシアへ差し出すことを検討しているが、結局一九二五年に、正式に大英帝国の植民地とした。(Drevet, 2000)
- (5) キプロスには多くのイギリス人居住者がおり、また、イギリスからの観光客も多かった。なにより、キプロス駐屯のイギリス軍にとって、ギリシアの協力は不可欠であった。(Hale 2000: 155)
- (6) アムステルダム条約共通規定四九条は、EUの構成国となるための要件として、「ヨーロッパ」の国であることを挙げているが、「ヨーロッパ」の定義はなされていない。
- (7) 当時のトルコ首相であったチラー (Çiller) は、関税同盟の設立と引き換えにキプロスのEU加盟の交渉開始に同意したとされる。このことは、トルコにおいては、関税同盟の実現のために、ギリシアに譲歩したとの非難を呼んだ。
- (8) 二〇〇三年八月に成立した「第七次EU適応法」パッケージは、軍の政治介入の装置である国家安全保障評議会 (MGK) の大幅な改革を決定している。それによると、MGKの役割を諮問機関であると明記し、毎月開催された会議は二ヶ月に一度とされ、MGK事務局長のポストを文民にも開放した。また、退役年齢が引き下げられると同時に、兵隊の数も減らされることになった。
- (9) Turkish Daily News, November 20, 2003.
- (10) Ibid., December 22, 2003.
- (11) 二〇〇三年二月二日付けのTurkish Daily Newsの論説は、トルコのEU加盟の先延ばしが続けば、軍の影響力の復活、AKPのイスラム主義化、クルド問題の再燃、直接投資の低下と経済の悪化などが考えられるとする、識者の意見を掲載している。

【参考文献】

- 八谷まさ子 (二〇〇三) 'EUの拡大と対トルコ政策』『法政研究』第七〇巻第一号
駐日EU代表部広報部『ヨーロッパ』通巻第二三二号'二〇〇三年冬号'五頁。
- Kuniholm, Bruce R. (1996), "Turkey and the West since World War II," in V. Mastny and R. C. Nation eds., *Turkey Between East and West: New Challenges for a Rising Regional Power*, Westview Press.
- Pope, Nicole and Hugh (1997), *Turkey Unveiled*, John Murray Publishers, London.
- Dodd, Clement H. (1998), *The Cyprus Imbrogio*, The Eothen Press.
- Hale, William (2000), *Turkish Foreign Policy, 1774-2000*, Frank Cass.
- Brewin, Christopher (2000), *The European Union and Cyprus*, Eothen Press.
- Drevet, Jean-Francois (2000), *Chypre en Europe*, L'Harmattan.
- Nugent, Neil (2000), "EU Enlargement and 'the Cyprus Problem'" in *Journal of Common Market Studies*, Vol.38, No.1.
- James, Alan (2002), *Keeping The Peace In The Cyprus Crisis Of 1963-64*, Palgrave.
- Suvarierol, Semim (2003), "The Cyprus Obstacle on Turkey's Road to Membership in the European Union," in *Turkish Studies*, Vol.4, No.1.
- European Commission (1993), *Commission Opinion on the Application by the Republic of Cyprus for Membership*, COM(93) 313 final, Brussels, 30 June 1993.
- European Commission (1998), *Regular Report From the Commission on Cyprus' Progress Towards Accession*, COM (1998) 710 final.
- European Commission (2003(a)), *2003 Regular Report on Turkey's progress towards Accession*
- European Commission (2003(b)), *CONTINUING ENLARGEMENT Strategy Paper and Report of the European Commission on the progress towards accession by Bulgaria, Romania and Turkey*
- European Council (1999), *Presidency Conclusions*, 10 and 11 December 1999.

追 記

二〇〇四年二月二三日、ギリシア系とトルコ系の両住民はアナン国連事務総長による解決案に基本的に合意した。最終案へ向けての話し合いは、二月一九日にニコシアで開始され、再統合を問う国民投票が四月二一日に行われる予定である。

(二〇〇四年二月一六日記)